

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

平成 30 年 1 月 31 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700531 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700233 号

## 第 1 結論

- 1 請求期間①のうち、請求者のA社（現在は、B社）における平成 15 年 7 月 1 日から平成 16 年 6 月 21 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 15 年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額については、22 万円から 24 万円、同年 9 月の標準報酬月額については、24 万円から 28 万円、同年 10 月から平成 16 年 1 月までの標準報酬月額については、24 万円から 26 万円、同年 2 月の標準報酬月額については、24 万円から 28 万円、同年 3 月及び同年 4 月の標準報酬月額については、24 万円から 32 万円、同年 5 月の標準報酬月額については、24 万円から 28 万円とする。

平成 15 年 7 月から平成 16 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 7 月から平成 16 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①のその余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 6 月 21 日まで  
② 平成 15 年上期

A社に勤務した期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が給与明細書の金額よりも低く記録されている。また、請求期間②の標準賞与額が記録されていない。請求期間当時の給与明細書を提出するので、請求期間①の標準報酬月額及び請求期間②の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成15年7月1日から平成16年6月21日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る給与明細書及び複数の同僚から提出された同社に係る給与明細書により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成15年7月1日から平成16年6月21日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認若しくは推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成15年7月及び同年8月は24万円、同年9月は28万円、同年10月から平成16年1月までは26万円、同年2月は28万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社からは、請求者の平成15年7月から平成16年5月までの期間に係る標準報酬月額の届出及び厚生年金保険料の納付について、回答が得られないが、当該期間について、上記給与明細書において確認若しくは推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書により確認若しくは推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成15年7月1日から平成16年6月21日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①のうち、平成15年4月1日から同年7月1日までの期間について、B社から回答を得られず、請求者も当該期間に係る給与明細書を保有していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

2 請求期間②について、B社から回答を得られず、請求者も当該請求期間に係る給与明細書を保有していない上、請求者の当該請求期間における居住地を管轄する市役所の担当者は、保存期限経過のため当該請求期間に係る課税関係資料はない旨陳述していることから、当該請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

3 このほか、請求期間①のうち、平成15年4月1日から同年7月1日までの期間における厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。また、請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①のうち、平成15年4月1日から同年7月1日までの期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬月額の支払を受け、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。また、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700592号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700234号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年9月1日から昭和59年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されている。入社時から退社時まで給与は変わらず、同社を退社した後に失業保険を16万円くらい受給していたので、調査の上、年金記録を見直し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の給与及び社会保険事務を担当しているB社の担当者は、請求期間当時のA社の賃金台帳等の資料を保管していない旨陳述しており、請求期間当時の同社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている事業主代理人二人のうち、一人は連絡先が判明せず、一人は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者と同様に、昭和58年9月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した209人のうち、資格取得時の標準報酬月額が9万8,000円から14万2,000円までの間(請求者の取得時報酬月額11万8,000円の上下2等級の間)で、昭和59年8月の随時改定において標準報酬月額が3等級以上変動したことが確認できる男性の厚生年金保険被保険者15人に照会したところ、回答があった6人はいずれも固定的賃金の変動又は賃金(給与)体系の変更について記憶していない上、請求期間当時の給与明細書を保有していないと回答している。

さらに、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会(回答)によると、請求期間の報酬給与はオンライン記録と一致していることが確認できる上、公共職業安定所から提出された請求者の雇用保険記録に係る被保険者台帳全記録照会によると、請求者の被保険者資格取得時の賃金月額はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。